

家庭教育支援法の早期制定を求める意見書

今日、核家族化の進行と地域社会の絆の希薄化など、家庭をめぐる社会的な変化は著しく、子供に対する過保護、過干渉、放任など、家庭教育力の低下が強く指摘され、極めて憂慮されるところとなっている。

警察庁の発表によると、児童虐待事件の検挙件数は年々増加し、令和3年は2,174件に上るなど一層深刻さを増しており、このような状況は一刻も早く解決されなければならない。

現在、児童福祉法や児童虐待防止法の改正など、後を絶たない児童虐待問題への対策が強化されているものの、より本質的な解決が求められている。

子供たちの福祉の原点は、親の愛情が約束された安定した生育環境の家庭にこそあるが、若い世代の父親・母親の中には、人間関係の希薄化した社会に置かれ、子育て中に孤立してしまう状況も増えており、行政による積極的な家庭教育への支援とともに、家庭教育力の向上が急務となっている。

未来社会の担い手である子供たちを健やかに育む家庭は、社会と国の基本単位であり、家庭倫理が社会倫理の基盤となるとともに、教育基本法第10条は、父母等の保護者は、子の教育について第一義的責任を有し、国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供等の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないと規定している。

よって、国におかれては、家庭教育の支援に関する施策の総合的な推進を図るため、家庭教育支援法を制定されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月23日

一宮市議会

提出先

内閣総理大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 衆議院議長 参議院議長